

「令和4年度新宿御苑ワーキングスペース新築工事」の質問への回答

	質 問	回 答
1	工期において、資材等調達納期が間に合わない場合は、工期延長は可能でしょうか。	本工事では基本的に工期延長はできません。 ただし、工事着手後に不測の事態により資材等調達納期の遅延が発生した場合には、工期延長が認められる可能性があります。

作成：庭園第一科 山崎